

(仮称)東京都北区環境基本条例骨子(案)に関するパブリックコメント実施結果

案件名

(仮称)東京都北区環境基本条例骨子(案)

意見提出期間

平成17年7月1日(金)～平成17年7月22日(金)まで

意見提出者数

・提出者(団体)人数 22名

・提出方法別意見提出者数

提出方法	人数
窓 口	1人
郵 送	12人
電子メール	8人
ファクシミリ	1人

意見総数

42件

(仮称)東京都北区環境基本条例骨子(案)に対する意見と区の考え方以下のとおりです。

骨子(案)に対する意見

「条例の考え方」に対する意見

6件

NO	意見の概要	件数	区の考え方
1	基本理念に「すべての人々が...環境保全に取り組み」とあるが、個人に限らず事業者や民間団体も含めるべき	1件	すべての人々には区民、事業者、民間団体が含まれます
2	基本理念の「地球環境問題に貢献し」は地球環境の保全(改善)に貢献するならよい。	1件	条例全体の表現の中で基本理念の趣旨が明確になるようにします。
3	基本理念に教育現場も加えてはどうか。	1件	条例はすべての人々を対象としていますので、教育現場も含まれています。また施策として、環境教育・学習の推進も掲げます。
4	基本理念に「すべての人々が自主的かつ積極的に環境保全に取り組み」とあるが、自由な意志に基づいてよいのでは。	1件	今抱えている環境問題に対処するには、すべての人々が環境保全活動に取り組むことが求められます。
5	人と自然との共生ではなく、人は自然に生かされているという価値観が基本である。	1件	自然を利用し、時には破壊することにより発展してきたこれまでの歴史を振り返り、自然と共生し、持続的に発展できる社会にすることを条文の中で表現します。
6	各主体の責務という言葉はわかりにくい	1件	条文では区、区民、事業者、民間団体のそれぞれの責務に分けます。

「環境の保全に関する基本的施策等について」に対する意見

24件

NO	意見の概要	件数	区の考え方
1	「地球規模の環境の保全」は自然環境遺産の保持などもっと具体的イメージがつかめるものにすべき。	1件	条文の中で明確になるようにします。

NO	意見の概要	件数	区の考え方
2	エコマテリアルの活用推進(LCA(ライフサイクルアセスメント)対応材料)	1件	事業者の責務として明記します。
3	資源・製品の循環的利用について規定を。	1件	循環型社会の形成について具体的に記載する中で規定します。
4	小中学生のうちに公共の場所のゴミ掃除のボランティアをさせて、教育をする必要がある。	1件	条例では、環境教育・学習の推進が該当します。
5	NPOやボランティアなどの草の根的な活動が非常に大切。	2件	区民等の活動促進により活動が活性化するように施策を展開します。
6	表彰制度を	1件	表彰制度は区民等の活動促進の具体策の一つと考えられます。
7	誘導的措置に助成のほかに、環境負荷行為を行う原因者に対する経済的負担についても規定を	1件	環境基本法(以下、法という)や東京都環境基本条例(以下、都条例という)において、調査、研究し、国民の理解と協力を得るように努めるとしています。条例としては誘導的措置の一つと考えられます。
8	ゴミ問題など、消費者ばかりの負担ではなく、生産者側に責任を持つように行政が取り締まる責任があるのでは。	1件	生産者側の責任については事業者の責務として明記します。
9	規制や罰則について規定をしてはどうか。例えば自然と共生するには、積極的に自然を保護し育てていくことが必要。	3件	国、都等と協力して実施するほか、区として必要な場合は誘導的な措置の一つとして考えられます。
10	誘導的措置という項目は内容が見えないので別の言葉に言い換えられないか。	1件	条文の中で内容が明確になるようにします。
11	環境影響評価について規定し、区独自の上乘せを	1件	環境影響評価については、国、都が法、条例で実施しています。
12	公害紛争の処理及び被害の救済について規定を	1件	法や都条例に基づき国や都と協力して取り組みます。
13	広く区民にわかりやすく説明・PRする広報(宣伝)項目を加えてはどうか。	3件	情報収集・提供の具体的な手段の一つと考えます。
14	意見の募集を促進するような制度や仕組みが必要。	2件	区民等の意見の反映の中で具体的な手段の一つとして取り組まれるものと考えます。
15	学生(小学生・中学生)対象の意見の反映	1件	区民等の意見の反映の中で具体的な手段の一つとして取り組まれるものと考えます。
16	区内部で連携し、苦情等の区民要望を共有し情報を無駄にすることの少ない公務を行ってほしい。	1件	区民等の意見の反映の中で取り組みます。
17	調査の実施について、特に工場跡地での専門家の細かい指導にて決められたい。	1件	具体的に調査を実施する際に、その専門性に応じて実践していきます。
18	第三者によるオンブズマン制度の位置づけがあるとよい。	1件	環境審議会の中に区民や学識経験者等が参加します。

条例全般に対する意見

6件

NO	意見の概要	件数	区の考え方
1	簡潔な文章に	4件	できるだけわかりやすい条文となるように配慮します。ただし、法的に正確な表現をするために、一般的ではない表現となる場合があります。
2	PDCAサイクルのチェックが少ない。実施結果の報告(各施策について実施結果の報告を規定します)を追加すべき。	1件	年次報告や情報収集・提供の中で実施結果の報告が行われることとなります。
3	骨子は結構。具体的に健康な高齢者の活用、屋上の緑化、ソーラー発電などに取組むとよい。	1件	対象となる施策については区の責務の中で明記します。

その他の意見

6件

NO	意見の概要	件数	区の考え方
1	活字による表現は解釈が難解になる場合がある。補足資料として概念をイメージ(図表)で表現すると良い。	1件	北区環境基本計画等には模式図的な表現も取り入れています。
2	アスベスト・ダイオキシン対応と区民の健康についての進め方	1件	個別の事象に関する記載ではなく公害防止に対する区の責務として条文化します。
3	防災拠点や備蓄基地の整備と機能強化	1件	本パブリックコメントの対象外です。
4	昭和43年から53年に建てられた鉄筋建物が北区にどれ位あり、解体指導をどうするのか。	1件	本パブリックコメントの対象外です。
5	(参考)自衛隊敷地内の古い建物の解体と近隣への対策は？	1件	本パブリックコメントの対象外です。
6	(参考)環境美化条例(都市景観づくり条例の誤り?)の賞で売名行為の申請に注意して欲しい。	1件	本パブリックコメントの対象外です。